

滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正する条例案要綱

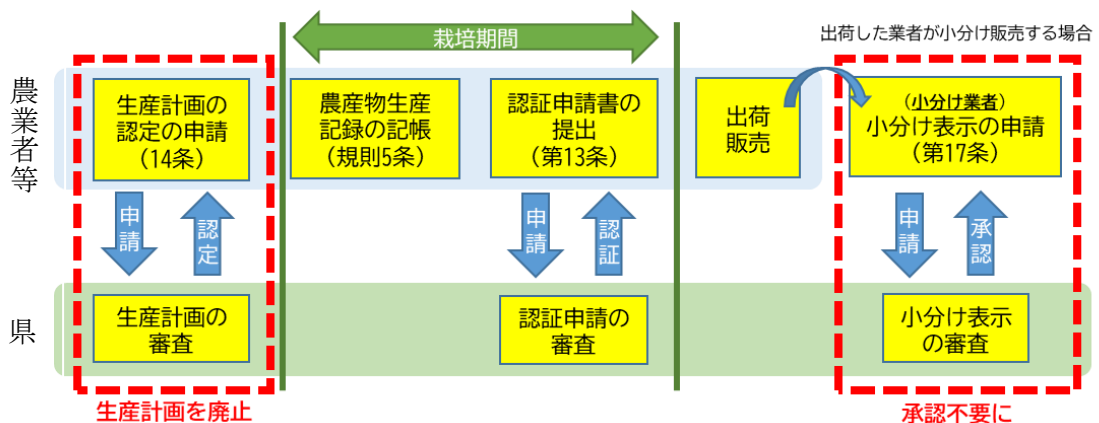
1 改正の理由

オーガニック農業の推進ならびに地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組の推進を図るとともに、環境こだわり農産物の認証を受けようとする農業者等および環境こだわり農産物の表示を付そうとする小分け業者の負担の軽減を図るため、滋賀県環境こだわり農業推進条例(平成15年滋賀県条例第4号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 環境こだわり農業の定義について、新たにオーガニック農業が含まれることとするとともに、環境との調和に配慮した措置の例として地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組を示すこととします。(第2条関係)
- (2) 環境こだわり農産物の認証を、農産物が知事の認定を受けるなどした生産計画に従い生産されたものである旨の認証から、農産物が一定の基準に適合する旨の認証に改めるとともに、生産計画の認定制度を廃止することとします。(第13条関係)
- (3) 小分け業者が小分け後の環境こだわり農産物等に環境こだわり農産物であることを示す表示を付す場合に知事の承認を要しないこととします。(第15条関係)
- (4) その他
 - ア この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を設けることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

<参考：手続き簡略化の概要>



滋賀県環境こだわり農業推進条例新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章および第2章 省略</p> <p>第3章 環境こだわり農産物 (第13条—<u>第22条</u>)</p> <p>第4章 環境こだわり農業の実施に関する協定 (<u>第23条—第25条</u>)</p> <p>第5章 滋賀県環境こだわり農業審議会 (<u>第26条・第27条</u>)</p> <p>第6章 雑則 (<u>第28条</u>)</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>環境こだわり農業 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培するものをいう。</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章および第2章 省略</p> <p>第3章 環境こだわり農産物 (第13条—<u>第20条</u>)</p> <p>第4章 環境こだわり農業の実施に関する協定 (<u>第21条・第22条</u>)</p> <p>第5章 滋賀県環境こだわり農業審議会 (<u>第23条・第24条</u>)</p> <p>第6章 雑則 (<u>第25条</u>)</p> <p>付則</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>環境こだわり農業 次に掲げる農業をいう。</u></p> <p><u>ア オーガニック農業 (化学合成農薬および化学肥料を使用しないことならびに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方式を用いて行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理して農作物を栽培するものをいう。)</u></p> <p><u>イ 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、ならびに地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組その他の環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培するもの (アに掲げるものを除く。)</u></p> <p>(3)・(4) 省略</p>

第3条～第12条 省略

(認証)

第13条 農業者等は、県内において次の各号のいずれにも該当する生産計画に従い農産物を生産したときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、当該農産物が当該生産計画に従い生産されたものである旨の認証を受けることができる。

- (1) 対象農作物について作成されたものであること。
- (2) あらかじめ適当である旨の知事の認定を受けたものであること。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る対象農作物の栽培方法その他必要な事項について調査を行い、当該農産物が当該生産計画に従い生産されたものであると認めるときは、その旨の認証をするものとする。

(生産計画の認定の申請等)

第14条 前条第1項第2号の生産計画が適当である旨の認定（以下「生産計画の認定」という。）を受けようとする農業者等は、規則で定めるところ

第3条～第12条 省略

(認証)

第13条 農業者等は、県内において次の各号のいずれにも該当する農産物を生産したときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、当該農産物が次に掲げる基準に適合する旨の認証を受けることができる。

- (1) 対象農作物に係る農産物であって、当該対象農作物の作付面積が対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上のものであること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす栽培方法により生産された農産物であること。
 - ア 化学合成農薬および化学肥料の使用量がそれぞれ慣行的使用量の5割以下であること。
 - イ たい肥その他の有機質資材の適正な使用の方法として知事が定める方法が用いられていること。
 - ウ 農業排水を適正に管理するための技術として知事が定める技術が用いられていること。
 - エ 地球温暖化の防止および生物多様性の保全に資する取組その他の環境との調和に配慮した措置として知事が定める措置が講じられていること。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る対象農作物の栽培方法その他必要な事項について調査を行い、当該農産物が前項各号に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、その旨の認証をするものとする。

(削除)

により、次に掲げる事項を記載した生産計画を作成して知事に申請しなければならない。

- (1) 栽培を行おうとする土地の所在地、区域および面積に関する事項
- (2) 栽培しようとする対象農作物の種類およびその栽培方法に関する事項
- (3) 生産計画の期間に関する事項
- (4) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定により生産計画の提出があった場合において、当該生産計画に定められた内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、生産計画を認定するものとする。

(1) 次に掲げる要件を満たす栽培方法を定めたものであること。

ア 化学合成農薬および化学肥料の使用量がそれぞれ慣行的使用量の5割以下であること。

イ たい肥その他の有機質資材の適正な使用の方法として知事が定める方法が用いられていること。

ウ 農業排水を適正に管理するための技術として知事が定める技術が用いられていること。

エ その他環境との調和に配慮した措置として知事が定める措置が講じられていること。

(2) 栽培しようとする対象農作物の作付面積が対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上であること。

3 知事は、生産計画を認定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ滋賀県環境こだわり農業審議会の意見を聴くことができる。

4 第1項各号に掲げる事項を記載した生産計画であって、その内容が第2項各号に掲げる基準に適合するものとして知事が別に定めるものは、生産計画の認定を受けた生産計画とみなす。

(生産計画の変更)

第15条 生産計画の認定を受けた農業者等（以下「計画認定農業者等」という。）は、当該認定に係る生産計画を変更しようとするときは、規則で定

(削除)

めるところにより、知事の認定を受けなければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条第2項および第3項の規定は、前項の認定について準用する。

第16条 省略

(小分け業者による表示)

第17条 農産物の小分けを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、規則で定めるところにより知事の承認を受けて、前条第1項の表示の付された環境こだわり農産物について、小分け後の当該環境こだわり農産物またはその包装もしくは容器に同項の表示を付することができる。

第18条 省略

(認証または承認の取消し)

第19条 知事は、認証取得農業者等または第17条の承認を受けた小分け業者(以下「承認小分け業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第1項の認証または第17条の承認を取り消すことができる。

(1) 次条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により第13条第1項第2号もしくは第15条第1項の認定もしくは第13条第1項の認証または第17条の承認を受けたとき。

2 前項の規定により認証を取り消された農業者等および承認を取り消された小分け業者は、当該認証または承認に基づき付された環境こだわり農産物であることを示す表示を抹消し、または除去しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により認証または承認を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第14条 省略

(小分け業者による表示)

第15条 農産物の小分けを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、前条第1項の表示の付された環境こだわり農産物について、小分け後の当該環境こだわり農産物またはその包装もしくは容器に同項の表示を付することができる。

第16条 省略

(認証の取消し)

第17条 知事は、認証取得農業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第1項の認証を取り消すことができる。

(1) 次条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により第13条第1項の認証を受けたとき。

2 前項の規定により認証を取り消された農業者等は、当該認証に基づき付された環境こだわり農産物であることを示す表示を抹消し、または除去しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により認証を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

<p>(報告および調査)</p> <p><u>第20条</u> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>計画認定農業者等</u>、<u>認証取得農業者等</u>または<u>承認小分け業者</u>に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者のほ場、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、その業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>第21条</u>・<u>第22条</u> 省略</p>	<p>(報告および調査)</p> <p><u>第18条</u> 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>認証取得農業者等</u>または<u>第15条の規定により第14条第1項の表示を付した小分け業者</u>に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者のほ場、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、その業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>第19条</u>・<u>第20条</u> 省略</p>
<p>(協定の締結)</p> <p><u>第23条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>第14条第2項第1号</u>に掲げる基準</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>4 農業者等が協定を締結して環境こだわり農業を始めるに当たり<u>第14条第2項第1号ア</u>に掲げる基準により難いと認められる事由がある場合は、前項第1号の基準のうち化学合成農薬および化学肥料の使用量に関する基準については、協定の有効期間のうち規則で定める期間に限り、同項の規定にかかわらず、規則で定める基準によることができる。</p> <p><u>第24条</u> 省略</p>	<p>(協定の締結)</p> <p><u>第21条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) <u>第13条第1項第2号</u>に掲げる基準</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>4 農業者等が協定を締結して環境こだわり農業を始めるに当たり<u>第13条第1項第2号ア</u>に掲げる基準により難いと認められる事由がある場合は、前項第1号の基準のうち化学合成農薬および化学肥料の使用量に関する基準については、協定の有効期間のうち規則で定める期間に限り、同項の規定にかかわらず、規則で定める基準によることができる。</p> <p><u>第22条</u> 省略</p>
<p>(生産計画のみなし認定)</p> <p><u>第25条</u> <u>協定(第23条第4項の規定による基準によることとした協定を除く。)</u>を締結している農業者等は、当該協定の締結または変更をもって、<u>第13条第1項第2号</u>または<u>第15条第1項</u>の認定を受けたものとみなす。</p>	<p>(削除)</p>

第26条～第28条 省略

付則 省略

第23条～第25条 省略

付則 省略